

初期デフォの社会思想（2）

—1698年から1704年にかけて—

林 直 樹

III 非国教徒 vs. 高教会

1702年3月，国王ウィリアム3世は没した。直ちに即位したアンはトーリ穏健派のゴドルフィンを大蔵卿（Lord High Treasurer）に据え，ウィリアムの敷いた対フランス路線に沿い，同年5月フランスに宣戦する。以後11年間継続した果てに《財政軍事国家》を確立せしめるイングランドのスペイン継承戦争は，ここに開始された。

常備軍論争以来，実践を積み重ねてきたデフォは，アン治世の幕開けによってさらなる国内問題と対面した。トーリ保守派の勢力伸張がそれである。ウィリアム治世最後の総選挙においてウィッグに敗北を喫したトーリは，ジェイムズ2世の次女として国教会保守層と浅からぬ結び付きを持つ新女王の下で勢力挽回を図った。その結果，同1702年夏に実施されたアン治世最初の総選挙後にトーリが再び優位を獲得する。これにより，ケント州請願事件の際にデフォと鋭く対立したトーリ保守派，およびその盟友たる国教会高教会派（High Church）の政治的影響力が以前に増して強まる事態となったのだ。彼らは10月に開会した新議会に《便宜的国教会遵奉（occasional conformity）禁止法案》¹⁾を提出し，法案は11月下旬に下院を通過する。《寛容》が重んじら

1) 《自治体法》（1661年）ならびに《審査法》（1673年）は国教徒以外の者の公職就任を認めておらず，1689年の《寛容法》制定以後も議会はこの基本姿勢を崩さなかった。そのため，非国教徒の中には公職就任に際して一度だけ国教会の聖餐を受けることで国教徒の外見を取り繕い，法を潜り抜けようとする者が少なからず存在した。これが便宜的国教会遵奉と呼ばれ，高教会派のノ

れたウィリアム治世は確かに終焉した。アン治世の幕開けは非国教徒弾圧の危機をもたらししたのである。

実のところ、敬虔な長老派信徒として《誠実な非国教徒 (conscientious Dissenter)》を自負するデフォー²⁾は、非国教徒一般による便宜的遵奉の慣習を嫌悪していた³⁾。しかし同法案の上院通過を阻止しなければ、トーリ保守派ならびに高教会派のさらなる増長を招くであろう。何らかの手を打たねばならないことは確かであった。同年12月初旬、『最も手間のかからない非国教徒対策』⁴⁾ (以下『対策』)と題された小冊子がロンドンに現れる。実に過激な非国教徒弾圧策を提案する『対策』はすぐさま高教会派から熱烈な歓迎を受けたが、この小冊子の匿名の著者こそが、デフォーだったのだ。

『対策』の冒頭には寓話「雄鶏と馬」が紹介されている。小屋に適当な場所がなく、馬のすぐ横で眠らねばならなくなった雄鶏が「お互いに踏みつけ合うといけないので、じっとしてしましょようよ」⁵⁾と馬に語るという話である。この雄鶏は弱者の非国教会派を、馬は強者の国教会を象徴している。ウィリアム治世14年間は非国教徒が権力の座に就いたが、今や彼らはその地位を失い、国教会に「平和と団結」を求めざるを得なくなっているのだ。ゆえに今こそ非国

、非難的となったのである。次を見よ。Defoe [2000] Vol. 3, p. 10.

2) 1662年5月の《礼拝統一法》施行後に国教会を離れた牧師アンズリー (Samuel Annesley, 1620-1696) に従い、デフォーの父ジェイムズ (James Foe, 1630-1706) は長老派所属を決めた。よって息子ダニエルは敬虔な長老派ピューリタンの家庭環境に育まれたのである。なお、優れた獣脂燭商人として貿易も手掛けていたジェイムズは、中世以来の伝統を有するロンドン市畜産同業組合 (Butcher's Company) の指導的地位に就いており、また教区委員を務めていた。次を見よ。Backscheider [1989] pp. 7, 27; Bastian [1981] p. 10.

3) 1698年1月に発表した『高位公職就任者の便宜的国教会遵奉についての考察』 (Defoe, *An Enquiry into the Occasional Conformity of Dissenters in Cases of Preferment*, 1698.) において、デフォーは同日の午後国教会の聖餐と長老派の礼拝の両方に参列したロンドン市長エドウィン (Humphrey Edwin, 1642-1707) を非難し、さらに1702年11月に発表した『非国教徒には一切関わりのない便宜的国教会遵奉についての考察』 (Defoe, *An Enquiry into Occasional Conformity shewing that the Dissenters are no Way Concern'd in it*, 1702.) においては、便宜的遵奉禁止法の不当性を指摘しながらも、誠実な非国教徒にはこのような法律は無関係であるとい添えた。次を見よ。Defoe [2000] Vol. 3, pp. 11-12, 15.

4) Defoe, *The Shortest Way with the Dissenters*, 1702. (Vol. 3.) 以下 SWD と略記。

5) SWD, p. 97. 「雄鶏と馬」は、かつて出版物検閲官として非国教会派を悩ませたトーリ保守派のレストレーンジ (Roger L'Estrange, 1616-1704) が出版した寓話集から引かれている。

教徒を懲らしめ、「世界で最も純粹且つ偉大な教会」⁶⁾ 国教会の基礎を磐石にせよ、というわけである。こうした『対策』の語り口は、サシェヴェレル(Henry Sacheverell, c1674-1724) 牧師のオクスフォードにおける説教や名誉革命後の宣誓拒否により聖職を追われたレズリー(Charles Leslie, 1650-1722)の小冊子などに見られる、当時の高教会派を代表する論客の説法を、巧妙に真似たものであった。

例えば、17世紀のイングランド史を振り返りながら『対策』は以下のように述べる。「素晴らしき国王」チャールズ1世の処刑は、ジェイムズ1世による非国教徒弾圧の手緩さが招いたことであった。最も迫害された非国教徒ですら北米ニューイングランド植民地に渡って安楽な暮らしを手に入れたのである。ジェイムズと国教会による寛容が仇となり、「統治の資格も能力も持たぬ薄汚い詐称者」オリヴァー・クロムウェルが武力を背景に君主制を覆してしまった。その後の共和制が土地保有者と国教会聖職者を大いに苦しめたにもかかわらず、王政復古により即位したチャールズ2世も非国教徒に対して寛大に振舞った。チャールズ2世は議会の勧告に逆らってまで彼らに良心の自由を与えようとしたのだ。その報いが「ライハウス陰謀」の如き企みとは、いかなるわけであろうか。弟のジェイムズ2世もまた並外れた寛容の姿勢を示し、信仰自由宣言は国教会を困惑させたほどであった。しかし「彼に非国教徒がどう報いたかは、世界中が知っていよう。」先の御代では、非国教徒が「彼らだけの国王」ウィリアムの下で恩顧を賜り、専横に振舞った。彼らの統治は何と惨めなものだったことか。つまるところ、博愛と慈悲を実践してきた国教会の恩を彼らは常に仇で返してきた。スコットランドにおける国教会系監督教会の窮状を見れば、長老派などの非国教会派による慈悲が何を意味するかは一目瞭然であろう⁷⁾。

次のようにも言う。非国教徒の弾圧は困難なことではない。戦時においては

6) SWD, p. 97.

7) SWD, pp. 99-101.

団結が必要と説く者もいるが、そもそもフランスのルイ14世を敵に仕立て上げたのは非国教徒である。「我々は彼と争わねばならない理由を知らない。」⁸⁾ 弾圧の困難は大きく見えているだけのことで、実際には「彼らの武力やモンマスなど語るに足らず、シャフツベリ、アーガイルも既に世を去り、オランダ製の聖域も消え去った。天は非国教徒撲滅の道をお示しになったのだ。」⁹⁾ 非国教徒を撲滅することは残酷とも野蛮とも呼べまい。なぜならば、国教徒の子孫のために「カルタゴは滅びねばならない」¹⁰⁾ からだ。

デフォーは、サシェヴェレルら高教会派牧師の説教口調をただ模倣するのみに止まらなかった。「曖昧で不明瞭な英語 (duller and darker English)」でなされる彼らの説教を「平明な英語 (plain English)」に直すことで、「非国教徒の迫害と撲滅」という隠蔽された彼らの真の意図に光を当てようとしたのである¹¹⁾。『対策』に『啓蒙』された世論が高教会派を受け入れ難い過激派として認め、その不支持を表明すること、これがデフォーの狙った効果であった。

だが、世論はデフォーの期待を裏切る。程なく『対策』の著者が『レギオン』や諷刺詩『生粋のイングランド人』¹²⁾ (以下『生粋』) の作者として名の聞こえた非国教徒¹³⁾ であることを知った高教会派は勿論激怒したけれども、驚くべきことに、本来ならば『対策』を支持するはずの《同朋》までもが憤りを顕

8) SWD, p. 102.

9) SWD, p. 103. 初代シャフツベリ伯爵は1683年に亡命先のオランダで死去、チャールズ2世の庶子モンマス公爵とスコットランド貴族の9代アーガイル伯爵は1685年の《モンマスの反乱》後に処刑。

10) SWD, p. 105. ローマの大カトリックの言葉である。ローマ・カトリックとアングロ・カトリックの結託を示唆する。

11) Defoe, *A Brief Explanation of a Late Pamphlet, Entitled, The Shortest Way with the Dissenters*, 1703, p. 114. (Vol. 3.) 以下 BE と略記。

12) Defoe, *The True-Born Englishman*, 1700 (1701). 『生粋のイングランド人』は、ウィリアム3世とオランダを罵ったタッチン (John Tutchin, c1661-1707) の詩『外国人ども (The Foreigners)』に対抗して著されたもので、18世紀半ばまでに50版を数えるなど大成功を収めた。ウィッグの非国教徒だったタッチンの政治的立場にはデフォーと共通する面が少なくなかったと言えるが、両者は激しく論争した。次を見よ。Backscheider [1989] p. 75; Furbank and Owens [2006] pp. 45-48.

13) バックシャイダーによれば、『生粋のイングランド人』と『レギオン建白書』は、デフォーをロンドンで最も著名な人物の1人にした。次を見よ。Backscheider [1989] p. 80.

わにしたのだ。なぜか。バックシャイダーは次のように解釈する。『「対策」を(初めのように)字面通り読めば、読者はサシェヴェレルに説得されるかの如く『対策』の議論に説得されるだろう。反語であることやデフォーの著作であることを知れば、読者は非国教徒の存在を不快に思い、便宜的遵奉禁止法案に賛成するだろう。世論は『対策』の著者の行き過ぎについて同意していた。著者がデフォーだと知れると、ウィッグやかつての友人たちさえも同様の見解を抱いた。』¹⁴⁾ 字面通りに読まれようが、反語として読まれようが、いずれにせよ『対策』は非国教徒に仇なすものと彼らは受け取ったというのである。従来からデフォーが便宜的遵奉に否定的な態度を示してきたことも災いした。結局『対策』は非国教会派と高教会派の挟撃を受ける羽目に陥り、両会派に焼きつけられた世論は煽動および誹毀文書の著者として彼を糾弾したのだった。こうした世論の動向を見ながら、トーリ保守派の重鎮であり国務相のノッティンガム伯爵(Daniel Finch, 1647-1730)は1703年1月初めにデフォーの逮捕状を発行し、5月にデフォーは潜伏先で身柄を拘束される¹⁵⁾。7月に開かれた公判では、晒し台(pillory)の刑と200マークの罰金を科し、さらに今後の「良好な言動」が保証されるまで彼をニューゲート監獄に拘禁する旨が決せられた¹⁶⁾。

ケント州請願においてデフォーを支えた世論は、2年後に一転して彼の敵と化した。世論が常に理性に則るとは限らないことを、彼は思い知らされたであろう。知人パターソン(William Paterson, 1658-1719)に宛てた書簡には、彼の痛切な思いが吐露されている。「私は非国教徒というもの(wholl [sic] body of the Dissenters)に対して軽蔑心を強めました。あのような人々のために自分が苦しんでいるかと思うと、悔しくてなりません。』¹⁷⁾ 軽蔑すべき非国教徒は、トーリ保守派や国教会高教会派の勢力伸張に抵抗する《誠実な非国教徒》の意図を慮るだけの平静さを欠き、むしろ感情のほとばしりたる非難の嵐を彼に浴

14) Backscheider [1989] p. 100.

15) SWD, pp. 100-105.

16) SWD, pp. 109-110.

17) Healey [1955] p. 4.

びせ掛けた。そして世論も非国教徒一般の憤怒に同感したのである。世人の声は浮動しがちであり、安易に寄り掛かるのは危うかった。理性は、世論とは異なる、あるいはそれを包摂し得るものに拠る所を求めねばならない。《普遍の法》と《古来の国制》を抛棄したデフォーに残された選択肢は、《商業》のみであった。

IV 商業の原理

ゴドルフィンと陸軍司令長官マールバラ公爵 (John Churchill, 1650-1722) が舵を取るコートは、スペイン継承戦争継続上の障害を国内外の双方に抱えていた。1つはスコットランド問題である。1703年8月にスコットランド議会は《安全保障法案》を可決し、イングランド議会の可決により1701年6月に成立していた《王位継承法》¹⁸⁾を否認。女王の後継者となる《スコットランド王》を独自に選定することとした。王位継承法は《同君連合》維持を大前提として、アンの後継者をハノーヴァー選帝侯妃ソフィアとその血統に定めていた。それゆえイングランドとしてはスコットランドの決断を到底容認し得ない。両国の関係は極度に悪化する¹⁹⁾。さらに、便宜的国教会遵奉禁止法の制定に固執するトーリ保守派は、ゴドルフィンとマールバラ、そして両名を支える下院議長ハーリにとって、実に苦々しい存在だった。禁止法案の審議が予算成立を遅滞させれば、戦争継続に支障を来す恐れがあったためである²⁰⁾。これらの障害

18) アンに残された唯一の子息であったグロスター公爵が1700年に他界したことで、彼女の後継者問題が俄かに持ち上がった。イングランドでは、ハノーヴァー家による《プロテスタント王位継承》を定めた同法案がケント州請願事件の舞台となった1701年の議会を通過したことで問題は決着を見ていたが、高教会派はなおもハノーヴァー王位継承に異を唱え、イングランド国教会とスコットランド長老教会の連合の可能性を否定して両国の不和に油を注いでいた。次を見よ。SWD, p. 101; BE, pp. 114-115.

19) 安全保障法に対抗して、イングランドはスコットランドの対イングランド貿易を禁ずる《外国人法》(1705年)を制定。その一方で《合邦》のための画策も進めていた。次を見よ。今井編 [1990] 268-269ページ。

20) 松園 [1990] 37-38ページ。禁止法案は1702年から1704年まで3年続けてトーリ保守派から提出されたが、結局この時期に同法は成立を見なかった。政局の変転を経た1711年、ハーリ政権下で同法案は両院を通過する。

をいかに除去するかが政権安定の鍵になると言えた。

1703年7月末に王立取引所付近で晒し台に立った『対策』の著者は、その後も監獄内に拘禁されていた。これに目をつけたのがハーリである。巧妙な反語を駆使した『対策』は世論の拒絶に遭ったものの、その筆力はトーリ保守派の牽制とスコットランド問題処理の両面において有用と思われた。そこでハーリはデフォアを登用して将来的にスコットランドへ派遣することを提案し、ゴドルフィン賛同を得る²¹⁾。両者は連携して拘禁解除の手筈を整え、同年11月にデフォアは自由の身となった²²⁾。翌1704年2月に政治経済評論誌『レビュー』を創刊した彼は以後、ノッティンガムの辞任を受けて同年5月に国務相を拝命したハーリ²³⁾の要請に応え、政権安定化を目指しジャーナリストとしての力量を発揮していくのである。

1704年11月、トーリ保守派に与する下院議員のマックワース²⁴⁾ (Humphrey Mackworth, 1657-1727) が提出した救貧法案 (Bill for the Better Relief, Employment, and Settlement of the Poor) が下院を通過すると、デフォアは直ちに『施しは慈善にあらず』²⁵⁾ (以下『施し』) を発表してマックワース法案を批判し、トーリ保守派に再三となる痛撃を加えた。但し状況は2年前と大いに異なる。今や彼はコートに盟主を得ているのだ。その年夏のハーリ宛書簡に見える「首相 (chief ministry) 設置の利点は証明するまでもないでしょう。議会における混乱、閣僚たちによる数多の杜撰な指揮から生じる政務執行上の過ちや監督上の不注意が、首相の利点をはっきりさせています」²⁶⁾の文言は、彼が政権内部の指導力強化を望んでいたと同時に、議会から党派的利益を排することで政権基盤の安定化を進める必要を認めていたことを示している。今は亡き

21) Novak [2001] p. 197. この件に関しハーリから書簡を受け取ったゴドルフィンは、スコットランドとの「折衝にはデフォアこそが最も適任でしょう」と1703年8月13日付で返信している。

22) Backscheider [1989] pp. 122-124.

23) Novak [2001] p. 227.

24) 彼はケント州請願事件以来のデフォアの論敵であるとともに、ハーリの直接の政敵でもあった。次を見よ。Sutherland [1938] p. 129.

25) Defoe, *Giving Alms no Charity*, 1704. (Vol. 8.) 以下 GANC と略記。

26) Healey [1955] p. 30.

国王ウィリアム3世に代わる「首相」の指導の下、議会は結束して対フランス戦争の遂行に当たらねばならない。そのためには、便宜的遵奉禁止法の制定の如き党派的利害関心に衝き動かされているトーリ保守派の行動を封じ込めねばならないのである。

マックワース法案は、全国各地の救貧区に「ワークハウス (work-house)」と呼ばれる作業場を立ち上げることにより、貧民の積極的雇用を実現しようとするものであった²⁷⁾。各区がワークハウスにおいてマニュファクチュア生産を開始すれば、多数の貧民が職を得ることになるだろう。それは政府と国教会が大規模な救貧事業を運営することを意味していた。しかし、デフォーはこうした企てこそ「公害すなわち国民の災いとなり、所持持ちを没落させて貧民を増加させる」²⁸⁾と述べ、マックワース法案を徹底的に批判する。その批判の根拠となるのは、彼が「あらゆる自然現象と同じく最も明白なかたちで因果法則に従う」²⁹⁾と表現した《商業の原理》であった。

『施し』はまず大陸のフランドル地方を取り上げ、マニュファクチュアが商業の基礎に他ならないことを力説する。「マニュファクチュアが人々を低地帯 (Low Countries) へと導いた。そして、巨大な人口は商業を、商業は富を生み出し、富は都市を造り、都市は周囲の土地を豊かにして地価を高め、地価は政府を潤わせるのだ。」³⁰⁾ このフランドルからマニュファクチュアの技術を学んだことによりイングランドの商業は発展し、その富と人口は増大したのである。

『施し』はさらに説く。「マニュファクチュアは偶然にもイングランドの様々な地方に定着しており、各地のマニュファクチュア製品は心臓へ向かう血液のごとく卸売商の手でロンドンへ運ばれ、それから小売商の手でロンドンより各地へと少量ずつ分散させられるという商業循環を巡ることで、相互に流通して

27) GANC, pp. 179-180. 「貧民を職に就かせるために1都市または数都市を管轄する救貧委員が何らかの商業活動を行うこと、および、貧民の雇用や羊毛、鉄、麻、亜麻、木綿糸その他の物資の購入に要する資金を彼らが調達することは、正当であろう」とマックワースは主張した。

28) GANC, p. 174.

29) GANC, p. 175.

30) GANC, p. 171.

いる。³¹⁾ 時の経過と偶然の事情から形成されたマニュファクチュアの《地域間分業》は公共の利益にとって掛け替えのないものとなっており、その「改変や攪乱は取り返しにつかない損害を社会に与えるであろう。³²⁾ したがって、全救貧区をマニュファクチュアの生産地にするような計画は害悪以外の何ものでもない。それは、自ずと生成された商業秩序に「改変や攪乱」を引き起こすからである。

例えば、「貧しい子供たちを雇用するワークハウスで梳毛紡績が始められるとしよう。子供が梳毛糸を1束紡ぐたびに、貧しい所帯や単身者の紡ぐ量は以前よりも1束減少するに違いない。ベーズ (bays) 織りのマニュファクチュアがピショップスゲート街に立ち上げられるとしよう。同時に、ベーズ生産者が以前よりも多くの取引先ないしは消費先を見つけられなければ、ロンドンでベーズが1枚織られるごとにコールチェスターで織られる量は1枚ずつ減るに違いない。³³⁾ 新たな販路や市場を開拓することなくワークハウスの製品を世に送り出せば、在来品と競合して買手を奪い取ることになる。そうなれば別の貧民が新たに生み出される。貧民の総数は決して減少しないのだ。

否、減少しないどころか、むしろ貧民の数は増大する。なぜならワークハウスとの競合で既存のマニュファクチュアが衰退を余儀なくされるばかりか、各教区すなわち救貧区のすべてが独自のマニュファクチュアを立ち上げることで「各都市および各州は相互に独立させられて遣り取りが妨げられ³⁴⁾、流通業が大打撃を被るからである。「これによってイングランドの流通業者は皆破滅する。羊毛が刈り込まれた土地で織物が作られ、すべての人が自力で衣服をこしらえ、多数の人の手を経ることによって存続している商業が少数者の手に渡ってしまえば、数千の所帯が職を失うのだ。³⁵⁾ 地域間分業、つまり《相互依

31) GANC, p. 182.

32) GANC, p. 182.

33) GANC, p. 180.

34) GANC, p. 185.

35) GANC, p. 186. 「イングランドのマニュファクチュアの美点は、可能な限り多数の人の手を経る循環するよう配置されていること」なので、この美点の喪失は忽ち大量の失業者を生む。そ

存》という事情に基づいて商業循環は成り立つのである。救貧法の下で各地方が必要な製品を尽く《自給自足》するようになれば、直ちに商業循環の流れは断ち切られてしまう。既存のマニュファクチュアは販路を失い、流通業はほぼ完全に立ち行かなくなるだろう。その結果至る所で新たな貧民が生まれる。生産と流通を共に害することで、救貧法はかつてよりも多くの貧民を創り出すのだ。そして雇用を求める彼らは巨大都市ロンドンに集来する。地方人口が減少していく一方で、首都は過剰な人口を抱え込んでいくのである³⁶⁾。

それゆえ「貧民を働かせるワークハウス、救貧組合 (corporation)、救貧基金 (parish stock) の類は商業を破壊し、既に雇用されている人民を傷つけ弱らせるため、不必要」³⁷⁾と結論される。では、いかにして貧民の救済を行うべきであろうか。『施し』は断言する。そもそも救済の必要がないのだと。イングランドにおいては最低級とされる職業でも家族を養うのに十分な収入が得られること、および徴兵に大変な困難が伴うこと³⁸⁾を見れば、この国では働き手よりも働き口のほうが多いとわかる。「賃金は交易品の如きもので、送金者と受金者、使用者と労働者の間の釣り合いにより上下する」³⁹⁾、すなわち労働市場における需要と供給により両者の均衡点としての賃金水準は上下するのだから、賃金が高水準にあって労働者の生計に余裕を持たせている現状は、労働供

これは「独占に違わず破壊的である。」(GANC, p. 184.)

36) GANC, pp. 182-184. 地方からロンドンへのマニュファクチュアの移転は、既存の地域間分業を崩して商業循環を壊し止めるがゆえに害悪とされる。ロンドンの生産拠点に「編み機 (knitting frame)」が導入されたことによって女性1人が8日から10日かけてきた作業がわずか1日で済み、ロンドン産編物供給量の莫大な増加が生じてノーフォーク州ノリッジにおける地方編物業が衰退を余儀なくされている近況に触れたデフォーは、この機械導入の場合と同様にマックワースの救貧法もまた救貧区の集在する首都へのマニュファクチュアの集中的移転を招き、「単身者」を中心に多数の貧民が「ロンドンおよびその隣接地域」へ流入するであろうと述べる。

37) GANC, p. 188.

38) GANC, pp. 187-188. デフォーは次のように言う。「貧困が人を兵士にする。貧困が大衆を軍隊へと導く。」イングランドの人民は出征せねばならぬほど困窮していない。だから容易には徴兵に応じないのである。だがもしも国内に職がなく、食物を得る手立てがなかったとすれば、数千人の若者は銃を手にし、国内で餓死するより「敵前で男らしく戦死するほうを選ぼう。」

39) GANC, p. 175.

給量が不足したために生じたものなのである⁴⁰⁾。したがって、イングランドの貧民の大半は《自発的》失業者であるという論理的帰結が得られる。貧困と失業を労働需要不足という商業原理上(需要と供給の分化は相互依存関係から生じるゆえ)の強制と見なすことはできない以上、彼らは働く意志を有さず「怠惰(sloth)」⁴¹⁾ゆえに就業していないと判断せざるを得ないのだ。よって彼らに必要なのは働き口の「施し」などではないとデフォアは明言した。

労働需要が供給を上回る状況における貧民の救済は彼らの怠惰を助長し、さらに既存のマニュファクチュアに雇用されている「勤勉(industrious)」⁴²⁾な人民を没落させるので、商業に対して破壊的である。また前述のように、貧民の救済を目的とするワークハウスはマニュファクチュアの地域間分業という各地の相互依存関係を崩して循環を破綻させ、商業に致命的な損害を与える。ここから明らかとなるのは、商業がマニュファクチュアを、マニュファクチュアが勤勉ならびに相互依存関係を基礎として組み立てられる論理構造である。逆に

40) もっとも、一般的賃金水準について論じるためには全国的労働市場の成立が要件となる。つまり、全国的規模における労働の自由な移動が行われていなければ、労働の需給関係から(局地的にはともかく)イングランドの賃金水準の高低を説くことはできないのである。ボランニーが指摘するように、1662年制定の《定住法》は労働者が自身の所属する教区を離れて他の教区に移住することを著しく困難にし、全国的労働市場の成立を妨げていた。デフォアはこの点を看過したわけではなく、労働者の「移住を拒否する権限を教区法(parochial laws)が教区委員(churchwarden)に与えているため、彼らは出身地方に閉じ込められている」現状にも触れる。しかし、教区に定住した家族を持たない単身者ならば法の規制を逃れ得るとして、彼は労働が一定程度自由に移動していることを前提に論を組み立てる。なお、付言しておく、ボランニーは「施し」の内容を次のごとく簡潔に要約する。「デフォアは、もし貧民が救済を受けるのなら賃金のために働きなどしないであろうし、もし彼らが公的機関でマニュファクチュアの生産に従事させられるのなら、私的なマニュファクチュア産業においてさらに多くの失業が生み出されるだけのことであろうと主張した。」次を見よ。GANC, pp. 174-176, 181, 184; Polanyi [2001] pp. 81-82, 114. (邦訳 [1975] 104, 146-147ページ)。

41) GANC, pp. 188-191. デフォアは貧困の原因を「災難」によるものと「罪惡」によるものに二分し、さらに後者を「奢侈」「怠惰」「傲慢」に三分している。奢侈については、「儉約はイングランド人の美德ではない」ので、イングランド人はオランダ人と対照的に貯蓄が下手であり、収入のほとんどを飲酒に費やすと彼は言う。「イングランド人は明日のことを考えず、病氣、加齢、災害に備えることをしない。」怠惰については、イングランド人は一般的に勤勉であるけれども、貧民の怠惰は甚だしいとされる。全く働こうとせず酒屋に入り浸る者たちが貧民の大部分を構成し、奢侈に怠惰な気質が重なってイングランドの貧困を生んでいるというのが、彼の論理である。

42) GANC, p. 174. かつてイングランドにマニュファクチュアを伝えたフランドル人は「勤勉な国民」であったとされる。

マックワース法案は「怠惰」ならびに「独立」と結びつけられ、商業に背反するものとして捉えられている。独立は自給自足を意味するが、自給自足を実現し得るのは結局都市周辺部などの特定地域に限られ、それによる商業循環の崩壊は大半の地方を荒廃させるだろう。したがってマックワースの救貧策は偏狭な都市利害に合致すると言えた。「慈善」の語に覆い隠されたこのような党派の利害を挫き、ロンドンを流通拠点として一体化したイングランドの統一的利害を象徴させるため、デフォーは商業の原理を掲げたのである。

ここに至ってついに彼の『権利』は乗り越えられたと言えよう。3年前の彼はイングランドの共通利益を《自由土地保有》に体现させ、自由土地保有者の声を《世論》として党派的主張に対置したが、土地所有枠の設定のみでは世論の浮動化を抑制し得なかった。彼にそれを教えたのが『対策』の失敗である。理性は、情念の支配を被りがちな世論にただ寄り掛かるのではなく、世論を積極的に安定化し得る作用を具えたものを《発見》せねばならない。デフォーは商業が土台とする勤勉と相互依存の原則にその安定化作用を見出した。勤勉は世人を情念の浮動性から解き放ち⁴³⁾、相互依存は固陋且つ独断的な党派の闊歩を許さないだろう。つまりは、土地さえも包摂した商業循環⁴⁴⁾がイングランド

43) これに対する否定的評価として、2世紀近く後(1887年)のニーチェを挙げておこう。「感受性、すなわち苦痛に対する感受力のかような催眠的麻痺は、すでに非凡な力を、わけても勇気を、臆断に対する侮蔑を、「知的ストア主義」を前提とするが、それよりもっとしばしば、抑鬱状態を対治するために少なくとも他の一層容易な《トレーニング》が試みられる。機械的活動がそれである。これによって生存の苦しみが少ないから軽減されるということに疑いはない。今日この事実は「勤労の祝福」という余りぞっとしない称呼を与えられている。軽減されるというのは、苦しんでいる者の関心が苦しみにすっかり脇へそらされてしまうからである。——絶えずただ一つの行為のみが繰り返し意識を独占し、そのために苦しみのはいる余地が殆どなくなるからである。」勤勉な労働が単純な機械的活動を意味するものでしかなければ、そこには「絶対的な規則正しさ、几帳面な没我的服従、千篇一律の生活様式、時間の節用、「非人格性」への、自己忘却への、《自己無視》への一種の許可、否、むしろ訓練」(引用文中の「」および「」は原文ママ)が必ずや伴うであろう。次を見よ。ニーチェ、本場訳 [1940] 171ページ。

44) GANC, p. 185. 各地方のマニュファクチュアに雇用される「多数の人民は食料品を消費するから、彼らの数が増加する場合、何処でも地代と地価が高まるはずである。したがってもし彼らが居所を移すとすれば、たとえ食料品が彼らの後を追いかけたとしてもその代価は運送料の負担で減価するに違いないし、それに合わせて地価も下がるに違いない。」土地はマニュファクチュアを基礎とする商業循環に確実に組み込まれているとデフォーは見た。

国内の世論統一と政権の安定をもたらす基盤として認識されたとと言える。

同時に、商業には《プロテスタント連合》の紐帯としての役割が付与されている。16世紀のフランドルにおいて、アルバ公によるカトリック国スペインの統治がいかに商業を抑圧したかを、『施し』は力説した⁴⁵⁾。オランダとイングランドは共に商業の恩恵を享受し得るプロテスタント国として手を結び、商業の原理に背くカトリック国フランスの統治領域拡大を阻止すべきなのである。こうして両国の同盟は商業による強固な裏付けを得ることになった。さらに、『施し』の出版から2年後のイングランドとスコットランドの合邦に際しても、デフォーは商業結合による恩恵を喧伝して合邦実現に大きく貢献した⁴⁶⁾。商業は対フランス連合の象徴、プロテスタントの象徴⁴⁷⁾に祭り上げられたのだ。

45) GANC, pp. 170-174.

46) 1706年9月、デフォーはハーリーの諜報員としてエディンバラへ出発。スコットランドでは変名ゴールドスミス (Alexander Goldsmith) を用い合邦促進活動を行った。合邦は翌年1月に成る。次を見よ。Backscheider [1989] pp. 203-225; Novak [2001] pp. 289-312.

47) 『施し』出版の半年前に当たる1704年5月に『桶物語』を公刊したスウィフト (Jonathan Swift, 1667-1745) は、その中で、「逆境にある者には、暗中有る者と同じく、色の違いは分からない」ため、かつて共にカトリックの压制下にあったルター派とカルヴァン派には互いの差違が見えなかったのだ、と述べた。グレートブリテン島内部は文化的にも宗教的にも少なからず非同質的であったにもかかわらず、大陸のカトリック国フランスという「他者」の存在を強く意識したことが「プロテスタント」としての共通の自意識を生み出し、いわば理念としての「イギリス国民」が誕生したと説いたのはL. コリーである。デフォーの言説がトーリー保守派の封じ込めを狙ったプロバガンダの性格を色濃く帯びていたように、同質的な国民意識は一種の《刷り込み》を通して形成が促進された。D. アーミティッジの言葉を借りれば「元来イデオロギーであったものがアイデンティティとなった」とも表現し得るだろう。とはいえ、信仰としてのプロテスタントイズムに魅力がなければ、世俗のイデオロギー的言説が広範な影響力を振るうこともなかったはずである。スペイン継承戦争の趨勢を決めた1704年8月の《ブレニム (Blenheim) の戦い》に勝利を収めたのは、マールバラ率いるイングランド軍と同盟軍のオーストリア軍だった。《神の祝福》を受けたイングランドは将来にわたって商業的繁栄を謳歌し得るといった信念を抱くことに困難はなかった。自国の躍進を目の当たりにしたことで、プロテスタントイズムは自己陶醉と結合したのだ。自らが召命を受けたという選民意識はやがて新しい《帝国化》を招くことになるだろう。カルヴァン派の《狂信》を鋭く諷刺したアングロ・アイリッシュの作家は、それを予見していたのかも知れない。次を見よ。Armitage [2000] p. 198. (邦訳 [1968] 271ページ), Colley [1992] Ch. 1. (邦訳 [2000] 第1章), Swift [1986] p. 65. (邦訳 [1968] 96ページ)。

結

イングランドは国内の党派的对立を解消し、一致団結してカトリックの大国フランスの勢力拡大に対処せねばならない。この現実認識に基づき、デフォーは平時の常備軍維持を条件付きで支持し、隣国の脅威を訴える世論を軽視した議会の傲慢を非難し、カトリックに宥和的な党派を嘲弄し、イングランド国内の利害統一および政権安定の基盤に商業を据えた。

つまり、ルイ14世による専制の脅威が傍にあったからこそ、商業に対するデフォーの認識は深められたのである。1698年の『反論証』における商業は、旧貴族を没落させて新興の土地保有者を生み、議会とりわけ下院の成立を可能にした要因として扱われていたに止まる。この時点では下院の判断に信を置いていたと考えられるデフォーも、ケント州請願事件に際しては下院の専制を目の当たりにし、議会外の意見、すなわち世論に救いを求めた。だが、世論形成の主体は土地保有者に限定されており、商業活動が土地保有に從属する関係がなお継続していた。『対策』の反動を踏まえたデフォーが『施し』においてマニュファクチュアを商業の基礎と定め、抑圧に抗する自由の条件を私的所有一般に広げたとき⁴⁸⁾、自由と土地保有の結び付きは発展的に解消され、商業活動に携わるあらゆる人民が自由を享受し得る主体と認められるに至ったのである。このとき、土地はむしろ商業循環の一部として商業に從属せしめられることとなった。繰り返しになるが、デフォーの商業認識はあくまでフランス絶対君主の世俗的専制統治および宗教的迫害という外圧やそれに連動した内圧としてのトーリ保守派および高教会派に屈せぬ不撓の意志によって深化せられたものである。ゆえに商業はプロテスタントイズムと緊密に結び合わされた。

危機の意識が彼を駆り立て、理性は現状を処理するために用いられる。この理性は天賦の普遍性を帯びたものとしてではなく、個別の問題と向き合う中で経験から作用を受けつつまたそれに逆作用し得るものとして現れた。現実を照

48) GANC, p. 171.

らすこうした《散文的理性》の働きにも、カトリック専制に対する《誠実な非国教徒》という自己意識が必要であったのだとすれば、理性的主体という自己規定ないし自負は、情念に発する衝動を意識下に措定した上で成り立つ観念だったのではないか。《商業の原理》の機関部を形作っているのは、自己保存を第一義に求める利己的情動であるように見える。ポーコックが、コート・ウィッグの理念にとって「情念、世論、想像力は実際に人間行動の機関部(motors)であり、人間の認識の源泉であった」⁴⁹⁾と述べた通りに見えるのである。

それでは、デフォーは《コート・ウィッグ》であったか。彼は理性に対する情念の優位を認め、後者の操縦という新たな役目を前者に課したのか。換言するなら、彼はデイヴィッド・ヒュームが大成すべき新しい人間性の学に道をつけた《近代人》なのか。それともディキンソンが示唆したように、デフォーは《カントリ・ウィッグ》ないし新ハリントン主義の陣営に与して⁵⁰⁾ギリシア都市国家以来の共和主義を理想化し、古典的徳に服従する務めを情念に強いたと言えるのか。

彼はコート・ウィッグの理念に《到達した》、と本稿は結論づけたい。すなわち、彼はトーリ保守派や高教会派に対抗することを意図して個々の事件や論争に関与しながら情念の理性化という問題に囚らずも取り組み、経験との「相互作用」⁵¹⁾を通じて、商業による情念の《洗練》という方法に到達したと考え

49) Pocock [2003] p. 459. (邦訳 [2008] 395ページ)。

50) ディキンソンは、デフォー著『議員選挙の投機性に抗議する自由土地保有者の嘆願』(Defoe, *The Free-Holders Plea Against Stock-Jobbing Elections of Parliament Men*, 1701.) を引き、デフォーが「諸州の自由土地保有者とジェントリの味方をして州選出議員に比べ都市選出議員が過多であると抗議した」と述べ、腐敗しやすい都市選挙区に議席配当が偏った現行の選挙制度の不正さを「カントリ論者」デフォーが指弾したとする。1704年に都市利害の表明とも言えるマックワースの救貧法案が下院を通過したが、この事実を下院の代表機能上の問題によるものとして、すなわち都市選出議員数に比して州選出議員数が過少であることに由来したのとして捉えるならば、在野の立場から選挙制度の改善を要求した著作の1つに『施し』を数えられるかも知れない。もっとも、ディキンソンは『施し』について論じていないのだが。次を見よ。Dickinson [1977] pp. 117-118. (邦訳 [2006] 116-117ページ)。

51) Pocock [1985] p. 28. (邦訳 [1993] 50ページ)。

られるわけである。本稿は、ポーコックがしたようにデフォーを一貫して近代派、コート派として扱うことをしなかった。そして1698年のデフォーが商業に基礎を置く社会のヴィジョンを有していなかったことを明らかにし、ケント州請願事件と《『対策』の失敗》を踏まえた『施し』において初めて商業社会のヴィジョンが登場することを示した。このようなヴィジョンは、変転著しい現実との7年間に亘る《緊張関係》を抜きにしては生じ得なかったであろう。もっとも、ポーコックは『反論証』に「デフォーの近代性がより多くの自由という概念の他に何らかの新しい道徳概念を有した形跡はまだ見られない」ため、前商業的道徳を否定した「デフォーがもし代替となる倫理を準備できなければ、商業の政体 (commercial polity) は新しい形態のマキアヴェリの徳 (virtù) を探し求めざるを得なかつたろう」ことを指摘している⁵²⁾。つまり、商業による情念の洗練が代替的倫理たる「作法 (manner)」をもたらす⁵³⁾ という認識は1698年よりも後年に獲得された点をポーコックは認めているのだが、にもかかわらずこの年以降の数年間に見られた言説の変化に関する分析を省略し、『反論証』から『生粋』を経て一足飛びに『レビュー』へと跳躍してしまうのである⁵⁴⁾。ここに本稿成立の余地があった。

17世紀から18世紀への移行期、すなわちウィリアム治世末期からアン治世初期にかけての時期は、危機を孕んでいた。国内外の強大な敵手を前にしたデフォーは情念という荒馬を操る手綱捌きを修得せねばならなかったが、それは彼が意識的に努めたことというよりも、当面の論争の必要から生じたことであった。商業の原理は論争の手段として編み出されたのであり、原理としての普遍的性格はいわば擬制、フィクションだったのである。やがて危機の時代は過ぎ去り、《ウォルポールの平和》に彩られた安定の時代が訪れることになる。この1720年ないし30年代において、フィクションはフィクションとしての出自

52) Pocock [2003] p. 435. (邦訳, 373ページ。)

53) Pocock [1985] Ch. 2. (邦訳, 第二章。)

54) Pocock [2003] Ch. XIII. (邦訳, 第13章。)

を天賦の普遍性という外衣によって覆い隠すだろう。商業は人間に賦与された社交性を実現するための理性的営為と称えられ、利己の人間と社交的人間とが両立し得る《ロビンソン・クルーソーの世界》⁵⁵⁾が築き上げられるのだ。

〈追記〉 本稿第Ⅱ節(「初期デフォーの社会思想(1)」『経済論叢』第180巻第5・6号)中に「チャールズ2世の法令13」とあるのは、「チャールズ2世の第13年法令」の誤りである。ここに訂正し、読者諸賢のご寛恕を乞う。

参考文献

- Armitage, D. [2000] *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge U. P. (平田雅博・岩田淳・大西晴樹・井藤早織訳 [2005] 『帝国の誕生』日本経済評論社。)
- Backscheider, P. R. [1989] *Daniel Defoe*, Johns Hopkins U. P.
- Bastian, F. [1981] *Defoe's Early Life*, Barnes & Noble Books.
- Brewer, J. [1990] *The Sinews of Power*, Harvard U. P. (大久保桂子訳 [2003] 『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会。)
- Colley, L. [1992] *Britons*, Yale U. P. (川北稔監訳 [2000] 『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会。)
- Defoe, D. [1925] *Robinson Crusoe*, 3 vols., Constable & Company. (平井正穂訳 [1967-1971] 『ロビンソン・クルーソー (上) (下)』岩波文庫。)
- [2000] *Political and Economic Writings of Daniel Defoe*, gen. ed. by W. R. Owens and P. N. Furbank, 8 vols., Pickering & Chatto.
- Dickinson, H. T. [1977] *Liberty and Property*, Weidenfeld and Nicolson. (田中秀夫監訳・中澤信彦他訳 [2006] 『自由と所有』ナカニシヤ出版。)
- Dijkstra, B. [1987] *Defoe and Economics*, Macmillan Press.
- Fletcher, A. [1698] *A Discourse of Government with relation to Militias*.
- Furbank, P. N. and Owens, W. R. [2006] *A Political Biography of Daniel Defoe*, Pickering & Chatto.
- Hayek, F. A. [1960] *The Constitution of Liberty*, Routledge & Kegan Paul. (気賀健三・古賀勝次郎訳 [1987] 『自由と法』春秋社。)

55) Defoe, *The Life and Strange Surprizing Adventures of Robinson Crusoe, of York, Mariner; The Farther Adventures of Robinson Crusoe, being the Second and Last Part of His Life*, 1719.

- Healey, G. H. [1955] *The Letters of Daniel Defoe*, Oxford U. P.
- Hoppit, J. [2000] *A Land of Liberty?*, Clarendon Press.
- Moore, J. R. [1971] *A Checklist of the Writings of Daniel Defoe*, 2nd ed., Archon Books.
- Novak, M. E. [1962] *Economics and the Fiction of Daniel Defoe*, Univ. of California Press.
- [2001] *Daniel Defoe*, Oxford U. P.
- Ogg, D. [1955] *England in the Reigns of James II and William III*, Clarendon Press.
- Pocock, J. G. A. [1985] *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge U. P. (田中秀夫訳 [1993] 『徳・商業・歴史』みすず書房。)
- [2003] *The Machiavellian Moment*, 2nd ed., Princeton U. P. (田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳 [2008] 『マキアヴェリアン・モーメント』名古屋大学出版会。)
- Polanyi, K. [2001] *The Great Transformation*, 2nd ed., Beacon Press. (吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳 [1975] 『大転換』東洋経済新報社。)
- Robbins, C. [2004] *The Eighteenth-century Commonwealthman*, Liberty Fund.
- Schonhorn, M. [1991] *Defoe's Politics*, Cambridge U. P.
- Sherman, S. [1996] *Finance and Fictionality in the Early Eighteenth Century*, Cambridge U. P.
- Sutherland, J. [1938] *Defoe*, J. B. Lippincott Company.
- Swift, J. [1986] *A Tale of a Tub and Other Works*, ed. by Angus Ross and David Woolley, Oxford U. P. (深町弘三訳 [1968] 『桶物語・書物戦争』岩波文庫。)
- Vickers, I. [1996] *Defoe and the New Sciences*, Cambridge U. P.
- 天川潤次郎 [1966] 『デフォー研究』未来社。
- 今井宏編 [1990] 『イギリス史2』山川出版社。
- 熊谷次郎 [2002] 「重商主義帝国の経済循環」(竹本洋・大森郁夫編『重商主義再考』日本経済評論社。)
- 小林 昇 [1976] 『イギリス重商主義研究(1)』未来社。
- ニーチェ [1940] 木場深定訳『道徳の系譜』岩波文庫。
- 野原慎司 [2007] 「17世紀末イングランド常備軍論争」『イギリス哲学研究』第30号。
- 松園 伸 [1990] 「ロバート・ハーレの政治思想」『イギリス哲学研究』第13号。
- 村松茂美 [2004] 「フレッチャーとデフォー」(小柳公洋・岡村東洋光編『イギリス経済思想史』ナカニシヤ出版。)
- 森 直人 [2002] 「Q. スキナーと J. G. A. ボーコック」『調査と研究』第25号。
- 山下幸夫 [1968] 『近代イギリスの経済思想』岩波書店。